

熊本県森林整備保全事業 I C T 活用工事（土工）試行要領

（令和 4 年（2022 年）7 月 28 日伺定）

（令和 6 年（2024 年）8 月 9 日一部改正）

第 1 条（趣旨）

この要領は、建設現場の生産性向上を図るため、熊本県農林水産部が発注する森林整備保全事業の建設工事において、「I C T を全面的に活用する工事」（以下、「I C T 活用工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（I C T 活用工事（土工））

1 I C T 活用工事における土工

I C T 活用工事（土工）とは、次に示す ～ の全てもしくは一部の施工プロセス（の段階で活用を必須とし、の段階は受注者の希望）において I C T を活用する工事とする。

3 次元起工測量

3 次元設計データ作成（必須）

I C T 建設機械による施工

3 次元出来形管理等の施工管理（必須）

3 次元データの納品（必須）

<内容>

3 次元起工測量

起工測量において、3 次元測量データを取得するため、次に示す 1) ～ 8) の中から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとする。

なお、管理断面及び変化点の計測による測量を選択した場合において、下記 1) ～ 8) の他、3 次元データを取得可能な方法により 3 次元起工測量を実施した場合、I C T 活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K - G N S S を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量

3 次元設計データ作成

で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

I C T 建設機械による施工

で作成した 3 次元設計データを用い、下記 1 ～ 4) に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択（複数以上可）して施工する。

ただし、施工現場の環境条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

- １）３次元マシンコントロール建設機械（ブルドーザ）
- ２）３次元マシンコントロール建設機械（バックホウ）
- ３）３次元マシンガイダンス建設機械（ブルドーザ）
- ４）３次元マシンガイダンス建設機械（バックホウ）

３次元出来形管理等の施工管理

による工事の施工管理において、下記（１）（２）に示す方法により出来形管理及び品質管理を行う。

（１）出来形管理

下記１）～１０）の中から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用とする（１）。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ８）施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
- ９）地上写真測量を用いた出来形管理（土工）
- １０）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

- （１）出来形管理については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、上記１）～９）を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。

ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、 によって納品した場合に、ＩＣＴ活用とする。

（２）品質管理

下記 11) を用いた品質管理を行うものとする。

- 11) ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。

３次元データの納品

当該工事で作成した３次元データを電子納品する。

２ 監督・検査

上記のほか、監督・検査についても、別添－１のとおり３次元データに対応した要領等により実施するものとする。

第3条（対象工事及び工種）

ICT活用工事（土工）の対象工事は、「土工を含む一般土木工事」で、土工量1,000m³以上の工事を原則とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が指定する工事とする。ただし、岩（軟岩・硬岩）は除く。

なお、土工量1,000m³以上の工事とは、土（岩は除く）の移動量の計が1,000m³以上のものであり、例えば、掘削土量500m³＋盛土土量500m³の工事は土工量1,000m³とする。

1 対象工種

ICT活用工事（土工）の対象は、「森林整備保全事業工事工種体系」における下記の工種とする。

1）治山土工、海岸土工

- ・掘削工
- ・盛土工
- ・法面整形工

2）林道土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

2 適用対象外

従来施工において、土工の森林土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

3 その他の工種について

工事内容に他のICT工種が含まれる場合には、特記仕様書に指定された工種でのICT活用工事を実施することを条件にその他の工種についてもICT活用工事として実施可能とし、実施する場合は該当工種の「熊本県森林整備保全事業ICT活用工事試行要領」に基づき実施する。

第4条（ICT活用工事（土工）の実施方法）

1 発注方式

ICT活用工事の発注は、下記によるものとする。

（1）発注者指定型

対象工種の土工量（掘削・盛土）の合計が10,000m³以上の工事

ただし、工事成績評価対象外工事については、「受注者希望型」とする。

発注者指定型では、第2条～の施工プロセスの全てにおいてICTを活用するものとする。

（2）受注者希望型

対象工種の土工量（掘削・盛土）の合計が1,000m³以上10,000m³未満の工事

受注者希望型は、第2条～の全てもしくは一部の施工プロセス（ ）の段階で活用を必須とし、（ ）の段階は受注者の希望）においてICTを活用するものとする。

2 発注における施工条件の明示

対象工事の発注にあたっては、特記仕様書にその旨を記載する。

記載例を別添-2のとおり示すが、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

3 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して、「熊本県森林土木工事積算基準書」及び林野庁から発出されている積算要領（表 - 1 . 積算要領 参照）並びに下記 ～ に基づき、ICT活用工事に伴う費用を積算するものとする。

ただし、下記 ～ については、積算要領の記載内容より優先するものとする。

3次元起工測量の経費

3次元起工測量経費については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれの費用について、受注者から見積（諸経費込み）を徴取し、両者の差額を共通仮設費の技術管理費に設計変更により経費を計上する。

3次元設計データの作成にかかる経費

3次元設計データ作成経費については、受注者から見積（諸経費込み）を徴取し、共通仮設費の技術管理費に設計変更により経費を計上する。

ただし、以下の経費については、間接工事費に含まれることから計上の対象としない。

- ・設計図書の照査に関する作業
- ・その他協議図面作成に関する作業
- ・完成図書作成に関する作業

3次元出来形管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる経費

(a) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数： 1.2
- ・現場管理費率補正係数： 1.1
- 1 小数点第3位四捨五入2位止め
- 2 ICT施工と通常施工の実施割合に関わらず工事全体に補正係数を乗じる。

なお、土工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～5）又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行う場合であり、それ以外のICT活用工事（土工）試行要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5）上記1）～4）に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(b) 費用計上に当たっての留意事項

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が、共通仮設費率、現場管理費率の補正係数で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

(イ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

(2) 受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際してはICTを活用しない従来工法で積算を実施する。

契約後、ICT活用工事(土工)を実施することが受発注者間で協議が整った場合、「熊本県森林土木工事積算基準書」及び林野庁から発出されている積算要領(表-1. 積算要領 参照)並びに下記～に基づき設計変更する。

ただし、下記～については、積算要領の記載内容より優先するものとする。

3次元起工測量の経費

3次元起工測量経費については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれの費用について、受注者から見積(諸経費込み)を徴取し、両者の差額を共通仮設費の技術管理費に設計変更により経費を計上する。

3次元設計データの作成にかかる経費

3次元設計データ作成経費については、受注者から見積(諸経費込み)を徴取し、共通仮設費の技術管理費に設計変更により経費を計上する。

ただし、以下の経費については、間接工事費に含まれることから計上の対象としない。

- ・設計図書の照査に関する作業
- ・その他協議図面作成に関する作業
- ・完成図書作成に関する作業

3次元出来形管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる経費

(a) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、設計変更時に共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1
- 1 小数点第3位四捨五入2位止め
- 2 ICT施工と通常施工の実施割合に関わらず工事全体に補正係数を乗じる。

なお、土工(ICT)において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行う場合であり、それ以外のICT活用工事(土工)試行要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(b) 費用計上に当たっての留意事項

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が、共通仮設費率、現場管理費率の補正係数で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

(イ) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

表 - 1 . 積算要領

区分	準用する要領の名称	発行元
土工	森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）試行積算要領	林野庁
土工	森林整備保全事業設計積算要領	林野庁
土工	森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について	林野庁

第 5 条（ＩＣＴ活用工事（土工）の実施手続）

1 実施手続き

（１）発注者指定型

受注者は、契約後、発注者へ協議書でＩＣＴ工事計画書（別添 - 3）及び内容等が確認できる資料を提出する。

なお、ＩＣＴ施工技術の活用については、本要領第 2 条 ～ 全ての段階で全面的に活用するものとする。

また、原則、土工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

（２）受注者希望型

受注者は、第 2 条 ～ の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてＩＣＴを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でＩＣＴ活用工事計画書（別添 - 3）及び内容等が確認できる資料を提出し、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事（土工）として実施することが出来る。

2 実施フロー

ＩＣＴ活用工事（土工）の実施フローについては、原則、別添 - 4 によるものとする。

第 6 条（工事成績評定における措置）

1 ＩＣＴ活用工事における評価

発注方式に関わらず、第 2 条 ～ の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてＩＣＴを活用した場合、工事成績評定「創意工夫」の該当する項目で評価するものとする。

2 ＩＣＴ活用工事において、ＩＣＴ活用施工を実施しない場合の評価

（１）発注者指定型

受注者の責により、ＩＣＴ活用施工（第 2 条 ～ の全て）が実施されない場合は、工事成績評定において減点するものとする。

ただし、受注者の責によらず真にやむを得ない理由でＩＣＴを活用することができないと判断された場合を除く。

（２）受注者希望型

受発注者協議により、ＩＣＴ活用施工を実施しない場合は、工事成績評定において加点対象とせず、減点は行わない。

第7条（ICT活用工事（土工）に適用する要領，基準類）

ICT活用工事（土工）を実施した場合の施工に伴い必要となる調査・測量・施工・電子納品・検査についての要領・基準類は、ICT活用工事（土工）に関する要領、基準類（別添 - 1 及び別添 - 6 ）により実施する。

なお、運用以降に要領・基準類の改定及び新たに基準類が定められた場合は、監督職員と協議の上、最新の基準類を踏まえ実施するものとする。受注者は、使用する基準類を施工計画書に明示（別添 - 6 を参考に使用する基準類を抜粋し、制定・改定日欄を最新のものを記載）し、施工を開始すること。

第8条（施工管理・監督・検査）

ICT活用工事（土工）を実施するに当たっては、ICT活用工事（土工）に関する要領、基準類（別添 - 1 及び別添 - 6 ）により施工管理・監督・検査を実施するものとし、監督職員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

また、監督・検査に係る機器（3次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

第9条（ICT活用工事（土工）の対象工事以外として発注した工事の取り扱い）

ICT活用工事（土工）の対象工事以外においても、受発注者間協議の上、「情報化施工を取り入れた工事」として、施工管理・監督・検査について、本要領に準拠し実施することができる。

第10条（ICT活用証明書の交付）

「本要領第2条（ICT活用工事）」に規定する施工プロセス（全活用又は一部活用）を実施した工事には、実施内容を記載した証明書（別添 - 7 参照）を交付する。

なお、ICT活用工事の対象工事以外として発注した工事においても、規定する施工プロセスが実施されれば交付するものとする。

「ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の交付について（通知）」参照

第11条（現場見学会・講習会等の実施）

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施するものとする。

第12条（アンケート調査等）

ICT活用工事を実施した受注者は、発注者からICT活用工事の効果検証等に係るアンケート調査等の依頼を受けた場合、これに協力するものとする。

第13条（その他）

本要領によるICT活用工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、受発注者間が協議した上で対応するものとする。

附則

この要領は、令和4年（2022年）8月1日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和5年（2023年）10月10日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和6年（2024年）8月9日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

- 別添 - 1 ICT活用工事（土工）に用いる施工技術と適用する要領、基準類
- 別添 - 2 特記仕様書の記載例
- 別添 - 3 ICT活用工事(土工)の計画書
- 別添 - 3 （参考）【発注者指定型】工事打合せ簿
- 別添 - 3 （参考）【受注者希望型】工事打合せ簿
- 別添 - 4 ICT活用工事の実施フロー
- 別添 - 5 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費の見積
- 別添 - 6 ICT活用工事に関連する要領、基準類
- 別添—7 ICT活用証明書

ICT活用工事(土工)に用いる施工技術と適用する要領、基準類

段階	技術名	対象事業	建設機械	監督・検査 施工管理 [関連要領一覧] 参照	備考
3次元測量/ 3次元出来形管理 等の施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	、 、 、 、	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	、 、	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技 術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	、	土工
	TS(ノンブリズム方式)を用いた起工測量/出来 形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	、	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技 術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	、	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用い た起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	、 、 、	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用い た起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	、	土工
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	、	土工
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	—		土工
	地上写真測量を用いた出来形管理	出来形計測	—		土工
	モバイル端末を用いた出来形管理	出来形計測	—		土工
ICT建設機械による 施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形	ICT 建設機械	—	
3次元出来形管理 等の施工管理	TS・GNSSによる締固め管理技術	締固め回数 管理	ICT 建設機械	、	土工

【関連要領等一覧】

	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 - 国土交通省
	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) - 国土交通省
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) - 国土交通省
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) - 国土交通省
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) - 国土交通省
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) - 国土交通省
	TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) - 国土交通省
	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) - 国土交通省
	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) - 国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案) - 国土交通省
	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 - 国土交通省
	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領 - 国土交通省
	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 - 国土交通省
	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準 - 国土地理院
	UAVを用いた公共測量マニュアル(案) - 国土地理院
	地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル(案) - 国土地理院
	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) - 国土交通省
	モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

1. 特記仕様書の記載例(「発注者指定型」ICT活用工事(土工))

第〇〇条 ICT活用工事(土工)について(「発注者指定型」)

- 1 本工事は、ICT活用工事(土工)「発注者指定型」であり、当初からICT活用工事(土工)に関する費用が計上されている。
- 2 ICT活用工事(土工)「発注者指定型」とは、次に示す ~ 全ての施工プロセスにおいて全面的にICTを活用する工事である。
 - 3次元起工測量
 - 3次元設計データ作成
 - ICT建設機械による施工
 - 3次元出来形管理等の施工管理
 - 3次元データの納品原則、土工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。
- 3 受注者は、契約後、発注者へ協議書でICT工事計画書(別添 - 3)及び内容等が確認できる資料を提出する。
- 4 ICT活用工事(土工)の実施に当たっては、本特記仕様書及び「熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(土工)試行要領」によることとし、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
- 5 ICT活用工事(土工)の費用について(「発注者指定型」)
 - (1) 当初発注時における積算方法(「発注者指定型」)

ICT活用工事(土工)を実施する項目については、林野庁から発出されている「森林整備保全事業ICT活用工事(土工)試行積算要領(以下、「積算要領」という。)」に基づき、費用を計上している。

ただし、「3次元起工測量経費」及び「3次元設計データ作成経費」については、発注時において計上していないため、以下のア・イのとおり、受注者は監督職員からの依頼に基づき見積書を提出し、その費用については設計変更において計上するものとする。

(「別添 - 5 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費の見積」参照)

ア 3次元起工測量経費については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれの費用について、受注者から歩掛見積(諸経費込み)を徴取して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上し、設計変更により経費を計上する。

イ 3次元設計データ作成経費については、受注者から歩掛見積(諸経費込み)を徴取して費用を算定し、工事価格に一括計上し、設計変更により経費を計上する。

	発注時 (全活用にて積算)	実施時(設計変更) (実施内容に応じて変更)
3次元起工測量 (見積り)	計上しない	見積りにより計上
3次元設計データ作成 (見積り)	計上しない	見積りにより計上
ICT建設機械による 施工	「積算要領」に基づき計上	実績に応じて、「積算要領」 に基づき変更
3次元出来形管理等の 施工管理	「積算要領」に基づき計上 (1)	実績に応じて、「積算要領」 に基づき変更(1、 2)
3次元データの納品	「積算要領」に基づき計上 (1)	実績に応じて、「積算要領」 に基づき変更(1、 2)

(1) 本工事における「 3次元出来形管理等の施工管理」及び「 3次元データの納品」を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じている。

・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2

・ 現場管理費率補正係数 : 1.1

小数点第3位四捨五入2位止め

ICT土工において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～5)または完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とする。

なお、その他の出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上に当たっての留意事項

ア 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行った場合は、見積書を提出し、受注者からの見積りにより算出される金額が、共通仮設費率、現場管理費率の補正係数で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

イ 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

(2) 設計変更における積算方法(「発注者指定型」)

発注者は、受注者から提出された協議書及び関係資料にてICT活用工事(土工)の実施内容を確認し、「熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(土工)試行要領」に基づき、実績に応じて設計変更を行う。

2. 特記仕様書の記載例(「受注者希望型」ICT活用工事)

第〇〇条 ICT活用工事について(「受注者希望型」)

1 本工事は、ICT活用工事(〇〇¹)の対象工事である。

1 : ICT活用工事の主たる工種を1つ指定し、上記〇〇に記載する。
土工、舗装工、法面工、土工(1,000m³未満)、小規模土工、擁壁工

(補足説明) 工事成績評価対象外工事については、下記を記載する。

2 工事成績評価について

本工事については、工事成績評価の対象外工事である。

3 ICT活用工事とは、次に示す ~ の全てもしくは一部の施工プロセス(の段階で活用を必須とし、 の段階は受注者の希望)においてICTを活用する工事とする。

3次元起工測量

3次元設計データ作成(必須)

ICT建設機械による施工

3次元出来形管理等の施工管理(必須)

3次元データの納品(必須)

4 受注者は、前項の全てのプロセスもしくは一部の施工プロセスにおいてICT活用工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でICT活用工事の計画書(別添-3)及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することができる。

5 受注者は、第1項で指定した工種に加え、その他の工種においてもICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、他工種についてもICT活用工事として実施することができる。

6 ICT活用工事の実施に当たっては、本特記仕様書及び対象工種の「熊本県森林整備保全事業ICT活用工事試行要領」によることとし、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

7 ICT活用工事の費用について

受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者との協議が整い、ICT活用工事を実施する場合は、対象工種の「熊本県森林整備保全事業ICT活用工事試行要領」に基づき、設計変更の対象とする。

ICT活用工事(土工)計画書

チェック欄 実施項目に☑	施工プロセスの 段階	作業内容	採用する 技術番号	技術番号・技術名
☐	3次元起工測量			1. 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2. 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3. TS等光波方式を用いた起工測量 4. TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5. RTK - GNSSを用いた起工測量 6. 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7. 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8. その他の3次元計測技術を用いた起工測量 [8. を選択した場合の技術名称:]
☐	3次元設計データ作成			3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	ICT建設機械による施工	☐ 掘削工 ☐ 盛土工 ☐ 路体盛土工 ☐ 路床盛土工 ☐ 法面整形工		1. 3次元マシンコントロール建設機械(ブルドーザ) 2. 3次元マシンコントロール建設機械(バックホウ) 3. 3次元マシンガイダンス建設機械(ブルドーザ) 4. 3次元マシンガイダンス建設機械(バックホウ) 採用する機種及び活用作業工種・施工範囲(別途平面図等による)については、受注後の協議により決定する。 当該工事に含まれる左記作業の工種のいずれかで、ICT建設機械を活用すれば良い。
☐	3次元出来形管理等の施工管理	☐ 出来形 ☐ 品質		1. 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理(経費補正適用) 2. 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理(経費補正適用) 3. TS等光波方式を用いた出来形管理 4. TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5. RTK - GNSSを用いた出来形管理 6. 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理(経費補正適用) 7. 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理(経費補正適用) 8. 施工履歴データを用いた出来形管理(土工) 9. 地上写真測量を用いた出来形管理(土工) 10. その他の3次元計測技術を用いた出来形管理(経費補正適用) [10. を選択した場合の技術名称:] 11. TS・GNSSによる締固め回数管理技術(土工) 注4)品質管理をしない理由 []
☐	3次元データの納品			

注1)ICT活用工事の詳細については、「ICT活用工事(土工)試行要領」及び特記仕様書によるものとする。

注2)採用する技術番号欄には、複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
 (「採用する技術番号」欄の記載例 : 「1」、「1,3」)

注3) 、 において、「その他の…」を選択した場合は、その技術名称を記載すること。

注4)品質管理(締固め回数管理)をしない場合は、理由を記載すること。
 (理由例:「掘削工のみのため。」「土質が頻繁に変わり、その都度試験施工を行うことが非効率であるため。」等)

別添 - 3 (参考)
【発注者指定型】

(統一様式名称：様式 - 9)

工事打合せ簿

発議者		□発注者	■受注者	発議年月日	年 月 日		
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()					
工事名		線○○○○(●●●)工事 (注:契約書の名称を記載)					
(内容) (記載例) ICT活用工事(土工)の施工内容について(発注者指定型) 本工事の施工において、ICT活用工事(土工)計画書のとおり、ICT活用施工を実施します。 また、ICT活用施工の概要・範囲図について、別添資料のとおり協議します。							
添付図 ICT活用工事計画書、ICT活用施工の概要、ICT活用施工範囲図							
処理	発注者	上記について ☒ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 (記載例) 協議のとおり施工すること。 なお、本工事では、3次元起工測量・3次元設計データ作成が必要であるため見積もりを提出すること。 なお、ICT活用工事の実施に係る費用は、「熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(土工)試行要領」に基づき、実績に応じて変更を行う。 年月日: 年 月 日					
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 年月日: 年 月 日					

主管課長	班 長	参 事	監督員	課員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

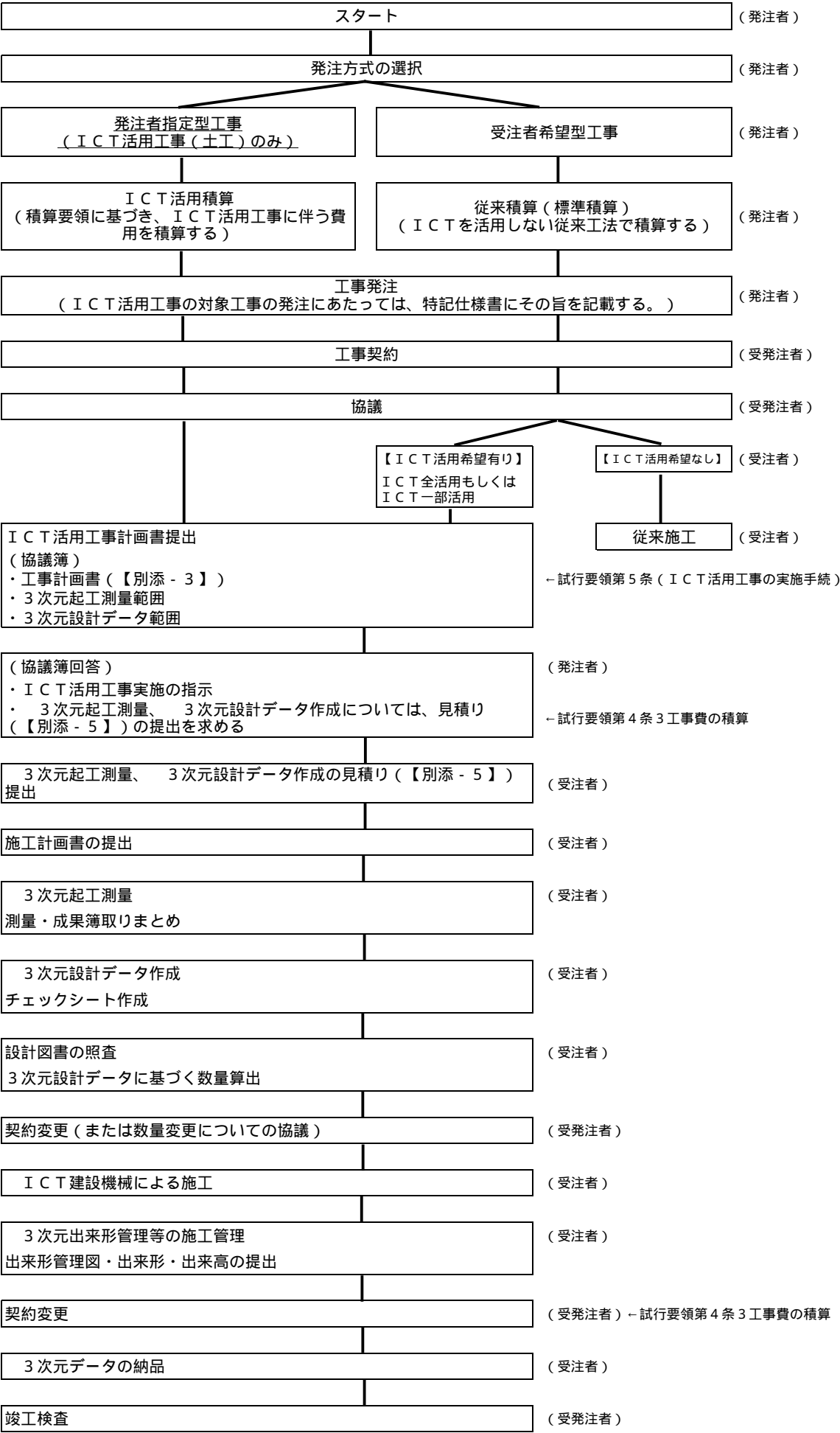
(統一様式名称: 様式 - 9)

工事打合せ簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()		
工事名	線○○○○(●●●)工事 (注:契約書の名称を記載)		
(内容) (記載例) ICT活用工事の希望について(受注者希望型) 特記仕様書「第○条 ICT活用工事について」により、ICT活用施工を希望しますので、別添ICT活用工事(○○ 1)計画書及びICT活用施工の概要・範囲図のとおり協議します。 (1)○○には該当工種を記載すること (例:土工、舗装工、法面工など)			
添付図 ICT活用工事計画書、ICT活用施工の概要、ICT活用施工範囲図			
処理 回答	発注者	上記について ☒ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 (記載例) 協議事項について、ICT活用工事(○○ 1)の実施を指示する。 本工事では、3次元起工測量・3次元設計データ作成が必要となるので、実施されたい。このことについて、見積もりを提出すること。 なお、ICT活用工事の実施に係る費用は、「熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(○○(1))試行要領」に基づき算出する。 (1)○○には該当工種を記載すること (例:土工、舗装工、法面工など) 年月日: 年 月 日	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 年月日: 年 月 日	

主管課長	班 長	参 事	監督員	課員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者



見積依頼（例）

【別添 - 5】
令和4年8月制定

報告希望日： 令和●年●月●日
調査条件： 特になし
工 事 名： ●●●●●工事

会社名	
役職/氏名	
TEL	

番号	資材名	規格(形状寸法・品質規格)	単位	使用 (予定) 数量	市況ゾーン	特記事項	図面番号
1	3次元起工測量費	ICT活用 施工規模○○m2 (諸経費を含む)	式	1	熊本	詳細は見積 条件のとおり	-
	1.作業計画						
	2.標定点及び検証点の 設置・計測						
	3.対空標識の設置						
	4.標定点の設置・計測						
	5.細部測量						
	6.3次元形状復元						
	7.数値編集						
	8.3次元点群データの作成						
	9.起工測量計測データの作成						
	10.精度確認						
	11.現場準備・後片付け						
	12.諸経費						
2	3次元設計データ作成費	ICT活用 施工規模○○m2 (諸経費を含む)	式	1	熊本	詳細は見積 条件のとおり	-
	1.3次元設計データ作成費						
	2.諸経費						

見 積 条 件 (例)

令和4年8月制定

工 事 名: ● ● ● ● ● 工事

3次元起工測量の内容及び見積条件は下記を想定しています。
3次元起工測量費の見積は1式にて依頼していますが、下記項目毎の細別金額も報告をお願いします。
下記に記載している作業がない場合は、0(ゼロ)と記載して報告をお願いします。
周辺地権者交渉および関係機関協議にかかる費用は、間接費に含まれる。
見積書は、一般管理費等、諸経費込みの価格を明示をお願いします。
現地に適した3次元計測技術が下記によらない場合は、必要な作業内容の報告をお願いします。

1. 作業計画

UAVの撮影計画においては所定のラップ率、地上画素寸法が確保できる飛行経路および飛行高度を算出するソフトウェアを用いて揚重能力とバッテリー容量に留意の上、撮影計画を立案する。LS計測においても設置位置の選定を含めた計測計画の立案に係る作業。

2. 標定点及び検証点の設置・計測

空中写真測量(UAV)による計測結果を3次元座標へ変換するための標定点と精度確認用の検証点を設置する。標定点および検証点は工事基準点、あるいは工事基準点からTSを用いて計測を行う。

3. 対空標識の設置

標定点および検証点の写真座標を測定するため、標定点および検証点に一時標識を設置する。なお、上述の「標定点および検証点の設置・計測」と同時に実施し、新たな作業が発生しなかった場合は計上しない。

4. 標定点の設置・計測

標定点を用いてLSによる計測結果を3次元座標へ変換、あるいは複数回の計測結果を標定点を用いて合成する場合は標定点を設置する。

5. 細部測量

UAVによる測量の場合は航空法に基づく「無人航空機の飛行機に関する許可・承認の審査要領」の許可要件に準じた飛行マニュアルを作成の上、マニュアルに沿って安全に留意した空中写真測量を行う。(空中写真測量の実施)LSによる計測の場合はレーザー出来形管理要領に従い、計測の留意点に配慮して計測を行う。(LS計測の実施)

6. 3次元形状復元

標定点と特徴点の写真座標等を用いて、空中写真の外部標定要素及び地形・地物の3次元形状を復元する。

7. 数値編集

必要に応じて3次元点群から不良な点を除去する作業

8. 3次元点群データの作成

「空中写真出来高管理要領」及び「レーザー出来高管理要領」に従って3次元点群データファイルを作成する。

9. 起工測量計測データの作成

点群データを対象にTINを配置し、起工測量計測データを作成する。

10. 精度確認

点群データ上での検証点の座標とTSを用いて設置した検証点の座標の真値を比較し、許容誤差以内であることを確認する。

11. 現場準備・後片付け

屋外作業をする際の準備・後片付け(ただし、通勤時間は除く)

12. 諸経費

3次元設計データ作成費については、数量算出も含む。

ICT活用工事に関する要領、基準類

令和6年8月

番号	名称	発行元	制定日 改定日 (1)	工種							
				土工	舗装工	作業土工(床掘)	付帯構造物設置工	法面工	土工1,000m3未満	小規模土工	擁壁工
1	作業規則の準則	国土地理院	R5.3	○	○	○	○	○	○	○	○
2	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	R4.10	○		○	○	○	○	○	○
3	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)	国土地理院	R5.6	○		○	○	○	○	○	○
4	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29.3	○		○	○	○	○	○	○
5	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3	○	○	○	○	○	○	○	○
6	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編	国土交通省	R5.3	○		○	○	○	○	○	○
7	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○
8	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○
9	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○
10	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○
11	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○
12	TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○
13	RTK・GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○
14	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○					○	○	
15	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○					○	○	
16	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編	国土交通省	R5.3	○	○		○		○	○	
17	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	R5.3	○	○		○		○	○	
18	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	
19	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領	国土交通省	R3.3	○					○	○	
20	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領	国土交通省	R2.3	○					○	○	
21	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)	国土交通省	R5.3		○						
22	TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	R5.3		○						
23	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	R5.3		○						
24	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編	国土交通省	R5.3	○			○		○	○	
25	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)	国土交通省	R5.3				○				
26	モバイル端末を用いた出来形管理	国土交通省	R6.4	○		○		○	○	○	
27	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編	国土交通省	R5.3	○				○	○	○	○
28	ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針	国土交通省	R5.4	○	○	○	○	○	○	○	○
29	ICT活用工事にかかる見積り書の依頼について	国土交通省	R5.4	○	○	○	○	○	○	○	○
30	森林整備保全事業ICT活用工事(土工)試行積算要領	林野庁	R6.4(2)	○				○	○	○	○
31	森林整備保全事業ICT活用工事(舗装工)試行積算要領	林野庁	R6.4(2)		○						
32	森林整備保全事業ICT活用工事(作業土工(床掘))試行積算要領	林野庁	R6.4(2)			○					
33	森林整備保全事業ICT活用工事(付帯構造物設置工)試行積算要領	林野庁	R6.4(2)				○				
34	森林整備保全事業ICT活用工事(法面工)試行積算要領	林野庁	R6.4(2)					○			
35	森林整備保全事業ICT活用工事(土工1,000m3未満)試行積算要領	林野庁	R6.4(2)						○		
36	森林整備保全事業ICT活用工事(小規模土工)試行積算要領	林野庁	R6.4(2)							○	
37	森林整備保全事業ICT活用工事(擁壁工)試行積算要領	林野庁	R6.4(2)								○
38	森林整備保全事業設計積算要領	林野庁	R6.3	○	○	○	○	○			

ICT活用工事に関する要領、基準類

令和6年8月

番号	名称	発行元	制定日 改定日 (1)	工種							
				土工	舗装工	作業土工 (床掘)	付帯構造物設置工	法面工	土工1000m3未満	小規模土工	擁壁工
39	森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について	林野庁	R6.3	○	○	○		○			
40	熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(土工)試行要領	熊本県	R6.8	○							
41	熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(舗装)試行要領	熊本県	R6.8		○						
42	熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(作業土工(床掘))試行要領	熊本県	R6.8			○					
43	熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(付帯構造物設置工)試行要領	熊本県	R6.8				○				
44	熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(法面工)試行要領	熊本県	R6.8					○			
45	熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(土工1,000m3未満)試行要領	熊本県	R6.8						○		
46	熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(小規模土工)試行要領	熊本県	R6.8							○	
47	熊本県森林整備保全事業ICT活用工事(擁壁工)試行要領	熊本県	R6.8								○

(1)本試行要領運用以降に要領・基準類の改定及び新たに基準類が定められた場合は、監督職員と協議の上、最新の基準類を踏まえ実施するものとする。
(ICT活用工事積算要領(2)を除く)

(参考)

国土地理院ホームページ

<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/>

林野庁ホームページ

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/qijutu/sekisan_kijun.html

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

【別添 - 7】

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇 〇〇 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

I C T 活用証明書

下記工事について、I C T の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇線〇〇号工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

I C T 実施内容（実施した内容に、■を附している）

- ☐ 3次元起工測量
- ☐ 3次元設計データ作成
（☐：3次元設計データを発注者が貸与）
- ☐ ICT 建機による施工（実施工種：〇〇工、〇〇工）
- ☐ 3次元出来形管理等の施工管理（実施工種：〇〇工、〇〇工）
- ☐ 3次元データの納品（実施工種：〇〇工、〇〇工）